

一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会
個人会員に関する規程（案） 20240512 現在

（目 的）

第1条 一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）定款第7条第1項第3号に規定する個人会員に関する事項は、本規程による。

2 この規程は、本協会が、安全登山の普及の活動の一環として、主として未組織登山者に対して、安全登山に関する情報サービスを提供する個人会員に関して定めるものである。

（組 織）

第2条 本協会の活動に賛同し、個人の資格で安全登山に関する情報サービスの提供を受けることを希望する場合、当該者を個人会員として組織する。

2 個人会員の組織運営は、個人会員委員会が行う。

（資格等）

第3条 個人会員は、次の各号に該当するものであること。

- （1） 本協会の目的に賛同する個人。
- （2） 入会時の年齢が満18歳以上である。
- （3） 当該、一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会個人会員に関する規程を遵守する者。

（会 費）

第4条 次の会費を本協会に納めるものとする。

年会費は、3,000円（4月1日～翌年3月31日）、10月1日以降入会は1,500円とする。

（個人会員の責務）

第5条 個人会員の責務は以下のとおりである。

- （1） 安全登山の実践と追及、本協会の諸活動並びに個人会員委員会の年間計画活動に積極的に参加する。
- （2） 会費の納入。
- （3） 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会山岳共済保険への加入。
- （4） 山岳活動におけるマナーを順守する。
- （5） その他、本協会の会員としての責務。

（個人会員の特典等）

第6条 個人会員は次の特典を受けるものとする。

- （1） 本協会が行う各種講習会（クライミング、救助技術、自然保護活動）や各種大会などに参加できる。
- （2） 毎月発行の「SMSCA月報」をオンラインで受け取る。
- （3） 本協会の会員証が交付される。
- （4） 安全登山の指導及び山岳遭難時の相談が受けられる。
- （5） その他、山や登山に関していろいろなアドバイスが受けられる。
- （6） 本協会が行う所定の講習を受講することにより、日本スポーツ協会公認山岳（SC）コーチの検定を受けることができる。

（団体との関係）

第7条 個人会員は、本協会定款第25条に定める役員になることはできない。（※「委員」は可）

（補 則）

第8条 この規程に定めるもののほか、個人会員について必要な事項は理事会の議を経てこれを定める。

附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第5款第22条に定める一般法人の設立の登記の日（令和2年4月13日）から施行する。

2 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会個人会員規則（平成25年4月15日施行）は、廃止する。

※新規程が制定されるまでは、旧細則を法人バージョン（名称のみ変更）に改定した規則で運用する。
（完成までは、旧規則に準じる。）

※「SMSCA「会員規程」第5条 会員は定款第9条に基づき、会費を納めなければならない。

個人会員 会費（年間） 3,000円 10月～ 1,500円」に改訂された。

（令和6年5月12日）